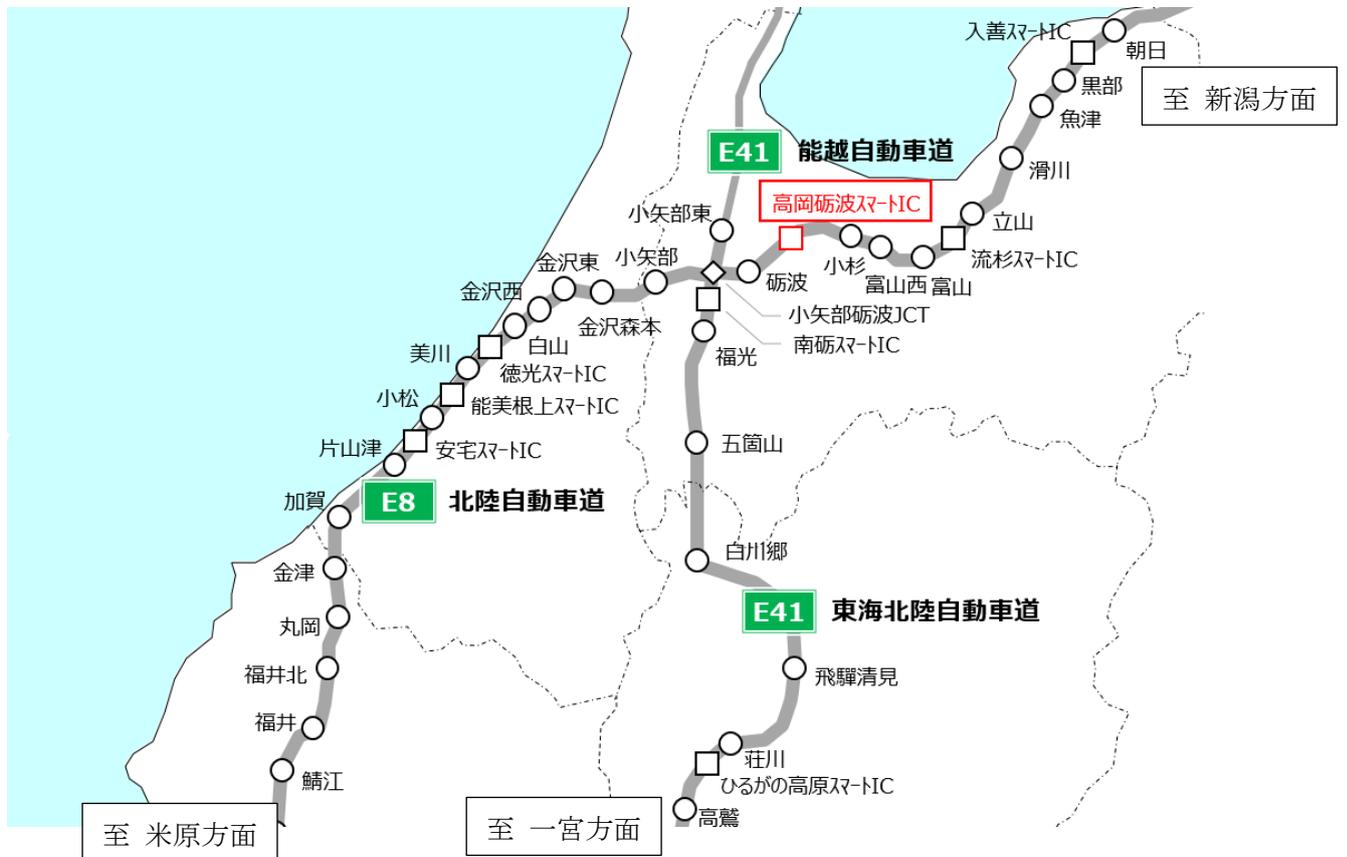


## ■位置図



## ■車長制限撤廃により期待される効果

### ・お客さまの利便性向上

新産業団地「IC パーク高岡」や工場適地「スマートインター柳瀬工場適地」など、当該スマート IC 周辺が産業集積地として環境変化する中、車長制限（車長 12m を超える車両の通行を制限）の撤廃により、トラック物流の利便性の向上が期待されます。

### ・地域経済の活性化

当該スマート IC 周辺へ進出を検討する企業などから車長制限（車長 12m を超える車両の通行を制限）の撤廃をもとめる声が高まっており、今回の撤廃によりさらなる企業誘致促進、地域経済の活性化が期待されます。

## ■スマート IC ご利用上の注意

- ・ スマート IC は、ETC 専用です。現金・クレジットカードでのご利用はできません。また、所定の方法で適切に取付け、セットアップされた ETC 車載器を搭載していない車両はご利用できません。
- ・ ETC 車載器を搭載していない車両が、誤って一般道や高速道路からスマート IC に進入した場合、バックをせずに一般道や高速道路に戻ることが可能となっており、より安全にご利用いただけます。
- ・ スマート IC では、車が停止した状態でなければ開閉バーが開きませんので、**必ず開閉バーの手前で一旦停止して、バーが開いてから通行をお願いします。**また、事前に ETC 車載器に有効な ETC カードが挿入されていることを確認して下さい。
- ・ 一旦停止後、開閉バーが開かない場合、インターホンにより係員がご案内しますので、窓を開け案内放送を確認してください。
- ・ 道路管理上やむを得ない場合、予告なく出入口を閉鎖することがあります。その場合は、最寄りの IC をご利用願います。
- ・ スマート IC では、利用証明書の発行は出来ません。インターネットによる ETC 利用照会サービスをご利用下さい。また、未納金の納入などの業務は取り扱っていません。